

韓国知的財産ニュース 2020年2月後期

(No. 409)

発行年月日：2020年3月2日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、2月15日から29日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 スタートアップの知的財産創出能力、特許庁-中小ベンチャー企業部が協業し育成する
- 2-2 特許庁、産業・特許動向分析を強化し、素材・部品・設備産業の技術発展をリードする
- 2-3 特許庁、「知的財産担保回収支援機構の発足式」開催
- 2-4 特許庁、大学などの特許商用化に向けたファンドへの支援を発表
- 2-5 特許庁、知的財産競争力を強化し、ロボット分野の国産化を支援する！
- 2-6 特許庁、最新の情報技術を融合した「次世代特許ネット」を開通
- 2-7 カスタムコンサルティングで営業秘密を保護！
- 2-8 特許庁、新型コロナウイルスの被害および対応への支援対策施行

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 特許庁、中小企業向けの「標準特許紛争対応ガイド」発刊
- 3-2 貿易委員会、「天然ガス圧縮機の特許権侵害」および「曲面カバー保護フィルムの特許権侵害」の調査開始

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 商標登録、急ぐなら優先審査を申請しましょう
- 4-2 英語物品の名称もデザイン出願認定、改正された審査基準は3月から施行

その他一般

※今号はありません。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 スタートアップの知的財産創出能力、特許庁-中小ベンチャー企業部が協業し育成する

韓国特許庁 (2020. 2. 17)

特許庁-中小ベンチャー企業部、スタートアップの知的財産教育に共同支援推進
創業保育（育成）マネージャーとスタートアップを対象にし、
知的財産能力の強化から特許創出の戦略まで、カスタマイズ型支援

特許庁と中小ベンチャー企業部は、スタートアップ保育マネージャーおよびスタートアップの知的財産競争力の強化に乗り出す。

特許庁の国際知識財産研修院は、2月18日の午前11時に韓国大田市にある国際知識財産研修院で、中小ベンチャー企業部傘下の創造経済革新センターおよび韓国創業保育協会と創業保育マネージャー・スタートアップの知的財産能力強化に向けた業務協約(MOU)を締結すると発表した。

協約式には、国際知識財産研修院長、創造経済革新センター協議会長、韓国創業保育協会会長および各機関の関係者が参加する。

今回の協約により国際知識財産研修院は、創造経済革新センターと韓国創業保育協会に知的財産教育・訓練を提供し、教育に関する各種情報や設備・施設利用などの支援を行う。

韓国の17広域市・道に設置されている創造経済革新センター19カ所と創業保育センター260カ所で働いている創業保育マネージャー数は約1,000人に近く、育成過程のスタートアップ数は約1万4,000社に達している。

国際知識財産研修院は、今回の協約を通じて、スタートアップが直面している知的財産に関する主要課題および教育ニーズを把握し、カスタマイズ型教育課程を開発し、創造経済革新センターと創業保育センターの創業保育マネージャー向けオンライン知的財産教育プラットフォームも構築・支援する予定である。

まず、2020年の上半期までに創造経済革新センター協議会および韓国創業保育協会との協業により、スタートアップを対象にしたカスタマイズ型の知的財産能力強化教育を企画する計画であり、中小ベンチャー企業部と最終議論を経て、下半期に本格的な教育を実施する予定である。

特許庁の国際知識財産研修院長は、「第四次産業革命など技術をもとにした急激な環境変化の中で、スタートアップが直面している知的財産に対する苦情を解消し、スタートアップの市場競争力を強化する教育プログラムを設ける」と明らかにした。

また、創造経済革新センター協議会長は「革新センターと韓国創業保育協会の創業生態系に対する専門的な理解と創業保育ノウハウを結合し、国際知識財産研修院の知的財産教育インフラを適用することで、スタートアップの知的財産能力強化教育を積極的に支援する計画である」と述べた。

韓国創業保育協会会長は「創業保育センターの入居企業と革新技術を持つ創業者の知的財産専門能力を強化することで、創造的なアイデアの創出と強力な知的財産権を確保・活用し、国家経済と産業発展を図っていく」と述べた。

2-2 特許庁、産業・特許動向分析を強化し、素材・部品・設備産業の技術発展をリードする

韓国特許庁 (2020. 2. 27)

特許チーム長主管で産業・特許動向調査結果を発表

特許庁は素材・部品・設備産業の主要分野に対する「産業・特許動向分析」結果の発表会を2月18日（火曜）の午後3時に政府の大田庁舎大会議室で開催すると発表した。

「特許チーム長主管の産業・特許動向分析結果の発表会」の概要

- ・ 日程：2月18日（火曜）15時00分～16時40分、
大田政府庁舎3棟204号（大会議室）

- ・出席者：特許庁職員および外部の産・学・研関係者
- ・内容： - 種子産業、炭素素材、化粧品素材およびロボット用減速機分野の分析結果、技術分野別の国家 R&D 戦略提案および特許審査ガイドの提示
- 素材・部品・設備企業関係者の意見聴取および質疑応答

「産業・特許動向分析」事業は、日本の対韓輸出規制、第四次産業革命といった主要産業懸案について、特許チーム長が関連産業界と直接コミュニケーションを取りながら、産業動向調査および特許ビッグデータ分析を遂行することで、担当する特許チームの産業・技術専門性を高め、新技術・新市場を開拓に向けた未来有望技術分野の発掘および関連分野の知的財産創出を支援するのが主要内容である。

今回の発表会は、種子産業、炭素素材、化粧品素材およびロボット用減速機の分野（4課題）において遂行された約 10 万件の特許ビッグデータの分析結果を関連審査官や産業界の従事者と共有するために開催された。

発表会では、未来価値の高いゲノム編集分野の運搬技術、炭素繊維強化樹脂、化粧品用の天然界面活性剤とロボット用減速機の最新の業界・特許動向および関連分野における知的財産権の発展方向が議論される予定である。

今回の事業をきっかけに特許庁は、炭素素材 IP 協議体、ロボット産業 IP 協議体、化粧品の知的財産権フォーラムなど、それに関連する産・学・研との持続可能なコミュニケーションチャンネルを構築し、産業・技術変化に歩調を合わせた審査能力の強化とともに特許情報を活用した密着支援（※）を通じて素材・部品・設備産業を牽引するという方針である。

※未来技術の発展方向および IP 育成方向の提示、特許技術情報を活用した R&D 効率性の向上など

さらに 2020 年には、産業・特許動向分析を 12 の課題に拡大し、それに基づいて産業別に差別化されたカスタマイズ型の審査政策を確立する審査イノベーションを通じて、関連分野の知的財産権の創出・保護・育成を実質的に支援する。

産業別のカスタマイズ型審査政策は、技術・市場の成熟度、韓国内外の R&D・産業・IP 政策動向などを総合的に考慮し、関連業界の声を積極的に反映して、特許審査が産業・技術のさまざまな変化に 대응されるよう産業・技術別に細分化して確立される予定である。

特許庁長は、「特許庁は第四次産業革命をはじめとする産業構造の変化に対応し、審査組織改編、公衆審査、協議審査など多方面から審査品質の向上のために力を注いできた」とし、「これから産業・特許動向分析および研究開発現場とのコミュニケーションをより強化し、特許審査が産業現場と調和しながら、特許庁の審査官が産業に対する幅広い知見をもとに、産業・技術の発展をリードしていけるよう特許審査のイノベーションを成し遂げていく」と述べた。

2-3 特許庁、「知的財産担保回収支援機構の発足式」開催

韓国特許庁（2020.2.19）

知的財産担保融資、安全弁を設ける

韓国特許庁は、2月18日（火曜）午前10時に韓国知識財産センター（ソウル市江南区）19階の大会議室で「知的財産担保回収支援機構（以下、「IP回収支援機構」、事業専担機関は韓国発明振興会）の発足式」を開催すると発表した。

発足式には特許庁長、金融委員会の副委員長、韓国発明振興会の常勤副会長、7銀行の代表（※）および韓国信用情報院長などの主要関係者の60人余りが参加する。

※産業銀行、企業銀行、農協銀行、新韓銀行、ウリ銀行、国民銀行、ハナ銀行

IP回収支援機構は、知的財産担保融資を受けたイノベーション・ベンチャー企業で不良債権が発生した場合、最大50%の金額で知的財産を買い入れて銀行の損失を補填した上に、ライセンスや売却を行って収益化する業務を担当するようになる。

知的財産担保融資の安全弁の役割を果たすことになるIP回収支援機構は、2019年に「発明振興法」を改正して法的根拠を設け、2020年に予算を編成してから、今回正式に発足することとなった。

これからIP回収支援機構が直接担保知的財産を買い入れるため、知的財産担保融資の際、銀行の回収リスクが一層軽減されると期待される。

知的財産担保融資の規模は、2019年前年比で約5倍増加（※）したと調査されたが、これは金融圏の金融イノベーションに対する認識向上だけではなく、2019年に確定された回収支援機構の発足が大きな要因であると判断される。

※知的財産担保融資の規模：(2018年) 886億ウォン→(2019年) 4,331億ウォン

今回 IP 回収支援機構の発足により知的財産担保融資が活性化し、イノベーション・ベンチャー企業が革新技術をもとに事業化資金を調達できる機会がより拡大すると期待している。

金融委員会の副委員長は、「知的財産担保回収支援機構は、IP 金融の活性化を通じて革新・創業企業に必要な成長資金調達のハードルを低くする重要なきっかけとなる」とし、「今後、金融圏の担保・与信における慣行を技術力と未来成長性を中心に変えていく」と述べた。

特許庁長は、「イノベーション企業が知的財産に基づいて資金を調達できるよう、知的財産の保証・担保・投資を網羅する知的財産の金融体系を構築して支援し、特に 2020 年には知的財産金融投資の活性化に向けて政策面から力を注いでいく」と述べた。

2-4 特許庁、大学などの特許商用化に向けたファンドへの支援を発表

韓国特許庁 (2020. 2. 19)

国民大学、ソウル大学、亜洲大学、材料研究所と 特許ギャップファンド支援の業務協約締結

韓国特許庁は 2 月 19 日 (水曜) 午後 2 時に韓国知識財産センター (ソウル市駅三洞) で特許ギャップファンド運営機関として新規選定された国民大学、ソウル大学、亜洲大学、材料研究所と業務協約を締結すると発表した。

特許ギャップファンドとは、大学や公的研究機関が保有する特許と、企業が求める技術とのレベル差 (gap) を解消するために特許検証、試作、技術マーケティングなどの技術商用化を支援する事業である。

ファンドと同様に技術移転により技術料を回収し、それを他の有望特許技術に再投資する方法で、持続可能な運営という点で、従来の一過性の支援事業とは違いがある。

2020 年の特許ギャップファンド支援事業には、計 12 大学と公共研究機関が申し込み、4 対 1 という高い競争率を記録し、審査の結果、ソウル大学、材料研究所だけでなく、亜

洲大学、国民大学などが共同で設立した「N4U 大学連合技術持株会社（以下、N4U）」を含む3つの機関が選ばれた。

特許庁は、今回選定された機関が特許ギャップファンドを造成するように、これから3年間、毎年2~4億ウォンの技術商業化資金を支援することとなる。

特許庁は、2019年の特許ギャップファンド事業を初めて実施し、6大学と公共研究機関に計18億ウォンの特許ギャップファンドの資金を支援したことがある。運営の結果、特許移転59件およびロイヤリティ78億7,000ウォンの成果を創出し、支援初年度に支援金の半分に相当する47%の技術料を回収した。

特に慶北大学の場合、「エクソソーム分泌抑制抗がん剤」技術を14億ウォンで移転するなど、大型の技術移転により、優秀な実績を挙げ、これらの実績に基づいて、2019年には支援金に比べ、技術移転収入の14倍創出および支援金の162%を回収するなど、大学の特許も民間投資家が大きく注目するような投資対象であることを立証した。

今回選定されたN4Uは、亜洲大学、国民大学など多数の大学が共同設立した技術持株会社であり、各大学の優秀な特許技術を融合して、シナジー効果を創出すると期待している。

特許庁はこれからもN4Uのように複数の大学の優秀な特許を集め、専門的に事業化を推進する機関を積極的に支援する予定である。

特許庁長は、「これから、大学および公的研究機関も選択と集中により、優秀な特許を活用して収益を創出していかなければならない」とし「特許庁は、特許ギャップファンド事業を通じて、大学と公的研究機関の優秀な特許が海外出願にもつながり、価値のある投資資産になるように積極的に支援していく計画である」と述べた。

2-5 特許庁、知的財産競争力を強化し、ロボット分野の国産化を支援する！

韓国特許庁（2020.2.24）

ロボット産業 IP 協議体の発足式および第1回フォーラム開催

韓国特許庁は、韓国国内のロボット分野の企業体、スタートアップや政府出資研究所とともに、ロボット産業 IP 協議体の発足式および第1回フォーラムを2月20日（木曜）の午後2時に特許庁のソウル事務所で開催すると発表した。

「ロボット産業 IP 協議体」は、韓国内外のロボット産業の動向情報を共有し、現場の声を知的財産権政策に反映するために、韓国国内のロボット分野で多数出願している企業、研究所を中心に構成された。

第四次産業革命時代に世界の各国は、ロボット産業の発展政策を主要な国家課題として採用しており、韓国特許庁は 2019 年 11 月に知能型ロボット審査課が含まれた融合複合技術審査局を新設し、変化するロボット産業に対応している。

韓国のロボット産業は年間の産業用ロボット設置台数が世界 4 位、ロボット密度が世界 2 位であるなど、外形的には成長したが中枢部品は海外製の輸入品に依存している。

過去の国政監査では、ロボット用減速機（※）分野で日本への依存度が高く、日本の輸出規制がロボット用減速機に拡大される場合、ロボット産業が脅かされる可能性があるとして指摘された。

※ロボット用減速機：モーターの速度を減らすロボット中枢部品であり、人工関節に当たる。

ロボット用減速機は、ロボット部品のなかで最も重要な部品であり、特定国家に対する輸入依存度が高いため、ロボットに関連する韓国企業のアキレス腱として挙げられていた。

一方、IP5 のここ 10 年間（2009～2018 年）のロボット用減速機技術分野での特許出願動向を見ても、国籍別では、日本（61.2%）、中国（24.1%）、ドイツ（4.0%）などの順で、多数出願している Top 10 も全部海外企業であることが分析された。

※添付 1、2：「IP5 のロボット用減速機分野の特許出願件数」および「IP5 のロボット用減速機分野における多出願人のランキング」を参照

2019 年に韓国政府は、日本の対韓輸出規制に対応して素材・部品・設備の競争力強化に向けた総合対策を発表し、特許庁はロボット用減速機分野の産業・特許動向調査事業を実施した。

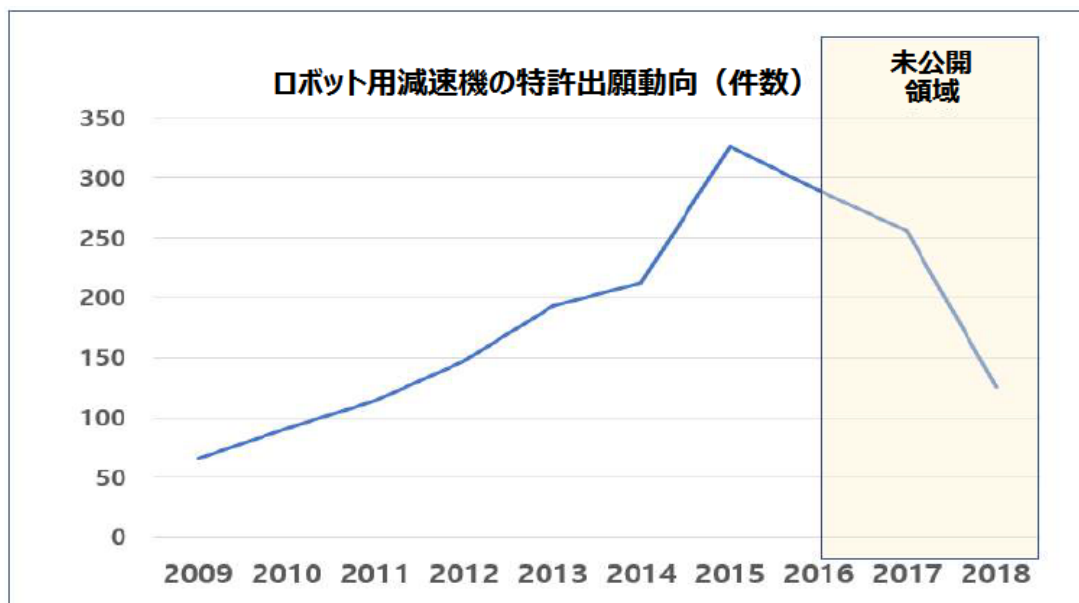
ロボット用減速機分野の特許動向調査の成果物は、2020 年の産業部中核技術開発事業の R&D 課題に反映された。

当日、特許庁は「ロボット用減速機分野の産業・特許動向調査事業の成果物」を産・学・研の代表と共有し、産・学・研の代表からロボット産業の発展に関する知的財産分野の提案を聴取する予定である。

特許庁次長は「ロボット産業は、第四次産業革命の結晶体になる中核産業にもかかわらず、ロボット産業の付加価値を高める技術開発とそれによる知的財産権の確保は、ロボット分野における他の競争国に比べて不足している実情である」とし、「これから IP 協議体を中心に積極的なコミュニケーションを通じて問題点を解決し、世界のロボット産業をリードする知的財産を創出できるよう支援を強化していく」と強調した。

[添付 1] IP5 ロボット用減速機分野の特許出願件数

ここ 10 年間、IP5 のロボット用減速機分野における特許出願件数
(年度別の出願件数、未公開の件は除く)



年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
件数	66	91	114	147	193	213	327	290	256	126

・出願人の国籍別特許出願の割合

国籍	JP	CN	DE	US	KR	その他
件数	1115	439	73	58	57	81
割合	61.2%	24.1%	4.0%	3.2%	3.1%	4.4%

※調査 DB：特許庁検索 DB

※調査方法：該当技術分野の検索式、国際特許分類などを考慮（未公開は除く）

[添付 2] IP5 のロボット用減速機分野における多出願人のランキング

ここ 10 年間、IP5 のロボット用減速機分野における多出願人のランキング

（累積出願件数、未公開の件は除く）

ランキング	IP5 特許出願 (2009～2018 年)		
	出願人	出願件数	割合
1	Harmonic Drive Systems Inc.	387	21.2%
2	Nabtesco Corp.	213	11.7%
3	Sumitomo Heavy Industries	159	8.7%
4	Seiko Epson Corp.	41	2.2%
5	JTEKT Corp.	36	2.0%
6	Nidec Shimpo Corp.	34	1.9%
7	Hitachi Automotive Systems Ltd.	24	1.3%
8	Canon Co.,Ltd	18	1.0%
9	NTN Corp.	18	1.0%
10	Aisin Seiki	17	0.9%

※調査 DB：特許庁検索 DB

※調査方法：該当技術分野の検索式、国際特許分類などを考慮（未公開は除く）

AI 技術を適用した高品質の特許サービスを提供

特許庁は、3月2日（月曜）から人工知能（AI）など最新の知能情報技術を適用した「次世代特許ネット（注1）」を開通すると発表した。

特許庁は、国民向けサービスの利便性と特許行政の品質を革新的に向上させるため、2019年から3年にわたって「次世代特許ネット」の開発を推進してきており、2019年4月から進めてきた1次年度の課題を優先的に反映してサービスを提供することになった。

1次年度は、「次世代特許ネット」の基盤を構築する段階であり、高品質の審査システムの構築、電子出願サービスの改善および電算システム機能の高度化を重点的に推進してきた。

(1) 人工知能、機械翻訳など最新技術を適用した高品質の審査システムを構築

人工知能を取り入れた商標検索システムを開発し、学習による類似画像の検索結果が提供できるようになり、合金発明の組成比や化学構造のように検索が難しかった情報を自動的に抽出し、類似の先行文献を検索するようにすることで、検索品質をより向上させた。

翻訳サービスの場合、グーグルやカカオなどの民間企業のAI機械翻訳エンジンと連動したサービスを提供して審査官が言語の壁を感じることなく、世界中の先行文献を検索できるように支援する。

それに加え、出願書の請求項と審査官が作成した通知書の不備を自動的にチェックして提供することにより、審査行政の効率性を向上させるとともに、出願人にはより高品質の審査結果を提供する。

(2) フリータイプ明細書による出願、モバイル出願など出願形式と手続きの簡素化および利便性の改善

まず、2020年の上半期に施行する予定のフリータイプ明細書による出願（注2）を通じて様式の制限なく発明と同時に出願できるようになり、商標のモバイル出願サービスを提供して場所の制約なしにどこでも出願できるようになった。

また、無中断オンライン受付システムを介して、平日だけでなく日曜日を含む休日にも24時間365日の出願が可能になっている。

特許路（注3）の場合、インタフェースを全面的に改編し、手数料納付の案内など特許に関する日程をスマートフォンで簡単に確認できるようにし、ウェブ出願システムを提供することで、既存の文書のひな型やプログラムをダウンロードするなどといった不便を大幅に改善した。

（3）オープンアーキテクチャ（注4）と公開ソフトウェアを適用した電算システム機能の高度化

従来は別途の商用ソフトウェアを中心に運営されていたシステムを標準技術とオープンソースベースのソフトウェアに置き換えて、最新技術の適用とメンテナンスが容易に行われるようにし、無中断およびモバイル出願など国民向けサービスを安定的に支援するために、特許ネットのサーバーなど電算機器をアップグレードした。

このような「次世代特許ネット」サービスが提供されるようになれば、国民向けサービスの利便性と特許行政の品質が大幅に改善されると期待される。

まず、出願人には24時間365日、いつでも、どこでも出願可能な環境が提供され、カスタマイズ型情報を活用した効率的な特許管理が可能になる。

それに加え、特許庁も同様にAI基盤の検索システム、機械翻訳システムなどを活用して、より迅速かつ正確な行政サービスを提供できると予想している。

一方、特許庁は「特許ネットシステム」を開発してから2年目になる2020年には、AIチャットボットシステムの構築、ウェブおよびモバイル出願サービスの拡大（※）および出願発明の事前分析システム（注5）の開発などを推進する計画であり、3次年度にはAI特許検索システムの開発、知的財産情報の統合ポータルシステムの構築などを推進してシステムの開発を完了する予定であると明らかにした。

※ウェブ出願の提出書式を 865 種に拡大し、特許・実用新案・デザインのモバイル出願を支援

特許庁次長は「2020 年に開通される『次世代特許ネット』は、国民の権利保護と出願の利便性を改善するとともに、高品質の審査サービス提供による産業技術の発展の礎になる」とし、「3 年にわたる『次世代特許ネット』の開発事業を成功させ、特許行政のイノベーションをリードし、韓国が特許大国に飛躍できる基盤を提供していきたい」と述べた。

注 1：特許、実用新案、商標、デザインなど産業財産権の出願、審査、審判、登録、公報発刊など特許行政業務全般を電算化した総合情報システム

注 2：論文、発表資料（PPT、画像）など自由形式の出願を許可することにより、明細書の形式に合わせて文書を提出しなくても出願日を優先的に確保することができる制度

注 3：出願、審査、登録および納付まで産業財産権に関する全ての行政手続きが処理できるウェブサイト

注 4：クローズド技術・システムからオープンシステムへ、技術共有、相互連結や移植が自由な体制を意味し、未来新技術に対する適用性と拡張性に優れている

注 5：出願発明に対する分析に基づき、先行文献など特許審査のために参考すべき情報を統合して提供

2-7 カスタムコンサルティングで営業秘密を保護！

韓国特許庁（2020. 2. 27）

「営業秘密管理体系の特化コンサルティング」、上半期の支援企業を募集

・（小企業）牛ホルモン製品を生産する A 社の従業員がソースの製造情報を漏洩し、取引先の B 社に転職して類似品を製造・販売した。裁判所では、A 社がソース製造者の人数とその原材料の保管場所などを制限し、転職者から秘密保持誓約書もらうなどの措置を行っていることを根拠に、秘密管理性を認めて製造および販売禁止の仮処分決定

・（中企業）設備メーカーの C 社の開発責任者 D が、他社に転職して研究開発情報を漏洩し、競合製品を発売した。C 社は情報セキュリティ管理規程を制定し、無人警備システムの導入、常駐警備員による関係者以外の接近・出入禁止、統制区域・セキュリティ地域には、監視カメラ、カードキーを使った出入制限、ネットワークファイアウォールのインストールなどのようなセキュリティ管理をしてきた。しかし、裁判所は、この事件資料に営業秘密の表示をしておらず、ファイルにパスワードを付与せず、部署別に設定した

業務 DB に、該当部署の従業員が自由にアクセスでき、従業員が特別な制限なく USB を使用し、個人メールで文書を送受信することも自由であった点を理由に、秘密管理性を否定し、営業秘密保護法違反の疑いについて無罪を宣告

特許庁は、企業規模に合わせた営業秘密管理体系の構築の実務を専門家が直接支援する「営業秘密管理体系の特化コンサルティング」事業を 2020 年から初めて施行すると発表した。

営業秘密は、公然に知られておらず、独立された経済的価値を持つものであり、秘密として管理する技術上・経営上の情報をいい、特に「秘密管理性」を満たすと、営業秘密として保護されることができる。

裁判所は、「秘密管理性」を判断する際、企業の規模、資金力や経営環境に応じて、相対的な基準を適用している。問題は、企業が自社の重要な情報を営業秘密として保護するためには、どのような秘密管理措置をどの程度のレベルにするかを自ら判断するのは難しいという点である。

このような企業の苦情を解決するために特許庁は、2019 年度に委託研究を通じて、営業秘密の民事・刑事判例（2015 年 1 月 1 日から 2019 年 6 月 30 日までに宣告された 1,596 件）のうち「秘密管理性」が争点になった判例（368 件）を深層分析し、「企業規模・業種別の営業秘密の標準管理体系」を設けている。

今回推進する「営業秘密管理体系の特化コンサルティング」は、営業秘密の標準管理体系に基づいて、法律専門家が直接企業の現場を訪問し、企業の現実に合った営業秘密の管理体系と秘密等級付与体系を提案する。

また、秘密等級分類と秘密保持誓約など制度的・人的部門の細部管理措置を用意し、物的部門で投資が必要なセキュリティ設備などを提示する。専門家は、本人が提案した措置の履行状況を点検し、役職員の営業秘密に対する保護意識を高めるための教育も並行することになる。

2020 年度には、上・下半期の 2 回の公募を通じて、各 25 社の中小・中堅企業を選定して支援する計画であり、上半期には 2 月 28 日（金曜）から 3 月 20 日（金曜）までの支援企業を募集する。

特許庁の産業財産保護政策課長は「営業秘密保護の最重要点は、実質的な秘密管理措置の履行有無であるため、中小・中堅企業は『営業秘密管理体系の特化コンサルティング』を通じて、企業の現状に合わせた営業秘密の管理体系を構築し、秘密管理措置を履行していくことを期待している」と述べた。

営業秘密管理体系の特化コンサルティングに対する詳細な内容と申し込み手続きは、営業秘密保護センター（+82-1666-0521、www.tradesecret.or.kr）で確認することができる。

2-8 特許庁、新型コロナウイルスの被害および対応への支援対策施行

韓国特許庁（2020.2.28）

新型コロナウイルスに対する被害企業への知的財産担保融資を優先的に実行

韓国特許庁は2月28日に、次長を団長とする「新型コロナウイルス対応に向けた知的財産権支援TF」を構成し、被害および対応企業への支援、迅速かつ円滑な審査・審判手続きの提供、韓国内外での知的財産権侵害防止の強化など、関連対策を即時実施すると発表した。

まず、新型コロナウイルスの被害を受けた企業とそれに対応する企業（ワクチンの開発、遮断、防疫、診断など）に対する支援を強化する。

被害企業と対応企業が事業資金を必要とする場合、7の市中銀行（※）と協力して優先的に知的財産担保融資を実行し、その手続きも速やかに進める予定である。

※ハナ銀行、新韓銀行、国民銀行、ウリ銀行、農協銀行、産業銀行、企業銀行

IP R&D、IP ナレなどの知的財産政策支援事業の対象者を選定する際、新型コロナウイルスの被害企業を優先的に選定（※）する案を推進する。

※支援対象の割合に被害企業の割合を一定比率で割り当てるか、選定審査の際に加点付与

特許共済事業に加入している被害企業は、掛金納付を猶予し、技術保証基金と協力して「新型コロナウイルス感染症被害懸念の中小企業特例保証」を支援する。

※支援現況（2020年2月26日基準）：申込企業24社（49億7,000億ウォン）、完了19社（38億1,000億ウォン）

また、新型コロナウイルスの拡散を防ぐために、特許、商標、デザインなどの審査・審判手続を改善し、新型コロナウイルス関連の審査・審判を速やかに進めることにした。

新型コロナウイルスにより法令が定める期間に間に合わなかった出願人については、「責任を負えない事由」に該当するものとみなし、段階別での救済策を実施する。

[審査段階別の救済策]

段階	期間の種類	根拠規定	行政処分の救済	救済の手続き
方式審査	手続補正 (方式・手数料)	特許法第16条第2項 商標法第18条第2項 デザイン保護法第18条第2項	無効処分の取消	期間経過の救済 申請書や納付書 に事由と証明書を 添付し提出
実体審査	出願審査請求 再審査請求	特許法第67条の3第1項	出願取下げ 拒絶決定が確定 された出願の回復	

審査・審判などの知的財産政策の遂行過程から発生する対面業務を最小限にし、電話面談や映像面談（※）を積極的に活用する。

※出願人が希望する場合、特許庁ソウル事務所、地域知識財産センターで映像面談が可能

さらに、新型コロナウイルスの拡散の影響とは関係なく、迅速な審査による権利付与ができるよう、必要に応じて「審査官の在宅勤務」を段階的に拡大し施行する。

[在宅勤務拡大の準備]

段階	1 段階	2 段階	3 段階
収容人数 ⇒	40 名 ⇒	240 名 ⇒	540 名
サービス準備時期	準備完了	3月1週目	決定後約1週間

新型コロナウイルス関連など、国民の健康に直結する特許・商標・デザインの審査・審判は、優先審査、優先審判の手続を通じて速やかに処理する。

韓国企業の海外からの人材引き揚げなどにより海外知的財産権保護が弱体化しないようモニタリングを強化し、韓国内のオンライン商取引の増加につけ込み、国民の安全を損なう商品が取引されないようにするモニタリングも強化する。

韓国企業の海外知的財産権保護を支援するため、2020年5月に開所予定だったフィリピンのIP-Deskの運営を即時開始し、新南方国家における知的財産権保護支援を強化する。

中国内のオンラインショッピングモールで「K-ブランド『偽造商品が取引に対する緊急モニタリングを実施し、関連する兆候を発見すると被害企業に直ちに情報を提供する。』

国民安全・健康関連の偽造商品に対する取り締まりを強化し、知的財産権の虚偽表示に対する調査も実施する。

特許庁長は、「今回の対策は、新型コロナウイルスに対応するために、特許庁が即刻実行できる措置を講じた内容である」と説明し、「国民の健康と安全を守り、韓国企業の被害を最小限にするために、全力を尽くしていく」と述べた。

特許庁は2月29日に予定されていた第57回弁理士1次試験を延期し、創意発明体験館を3月末まで休館するなど新型コロナウイルスの拡散防止に向けた措置を実施している。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 特許庁、中小企業向けの「標準特許紛争対応ガイド」発刊

韓国特許庁 (2020. 2. 19)

標準特許のライセンス交渉、こうしましょう！

特許庁は、最近さまざまな標準特許権者からロイヤリティの要求を受けている中小企業が、まともにライセンス交渉をするために参考になる「標準特許紛争対応ガイド」を発刊すると発表した。

標準特許とは、ITU、ISO、IEC (※)など、複数の標準化機構によって制定された標準規格を実現するために必ず実施しなければならない特許を意味する。

※ITU (国際電気通信連合)、ISO (国際標準化機構)、IEC (国際電気標準会議)

第四次産業革命の時代を迎え、情報通信技術を中心に産業間の融合が加速化し、通信技術など ICT に関する標準特許の影響力が全産業に拡大している。そのため、標準特許関連の紛争にさらされる企業も増えると予想される。

通常、標準化機構は技術の普及と活用という目標を阻害しないよう、標準特許権者に公正かつ合理的で、非差別的な条件（FRAND（※））による実施許諾を宣言するよう要求している。

※Fair、Reasonable And non-Discriminatory

このような宣言のため、標準特許権者は通常の特許紛争とは違い、侵害禁止訴訟を提起する前に実施者にライセンス交渉を要求しなければならないのが一般的である。

※標準特許権者が実施許諾を受ける意思がある潜在的な実施権者に対して侵害禁止請求をする行為は、正当な権利範囲を超えるものである（公正取引委員会の「知識財産権の不当な行使に関する審査指針」）

しかし、中小企業は標準特許権者に比べて専門人材や交渉に関する情報が足りないため、不合理な条件でライセンスを締結するリスクが高い。

実際に多数の韓国内の映像機器メーカーが標準特許プール（※）からロイヤリティを要求する警告状をもらったが、まともな交渉ができず特許プールの要求をそのまま受け入れているのが実情である。

※多数の特許権者から特定標準規格に関連した特許を収集し、一括で権利行使をする団体であり、MPEG-LA、VIA、SISVEL、HEVC Advance などがある

当ガイドは、標準特許権者が警告状などによりライセンスを要求された場合、進められる交渉段階と各段階別での実施者の対応要領を提示している。また、ロイヤリティ金額を算定する具体的な方法とロイヤリティが過剰に算定されないよう実施者が留意すべき事項が含まれている。

その他、主要標準特許プールの情報と主要標準化機構別の FRAND 宣言特許の確認方法、海外標準特許関連の主要判例分析など、標準特許紛争に対応するために必要な有用な情報を載せている。

特許庁の産業財産保護政策課長は「標準特許紛争の際、ガイドを参考にして初期対応はするが、ロイヤリティ交渉は専門家の助力が必要である」と強調し、「特許庁の国際知財権紛争への対応戦略、共同対応支援などの保護支援事業を積極的に活用するのが望ましい」と述べた。

同ガイドは、知識財産の総合ポータル（IP-NAVI、www.ip-navi.or.kr）からダウンロードすることができる。

3-2 貿易委員会、「天然ガス圧縮機の特許権侵害」および「曲面カバー保護フィルムの特許権侵害」の調査開始

産業通商資源部（2020.2.20）

第 397 回貿易委員会開催（2020 年 2 月 20 日）

産業通商資源部貿易委員会は、2020 年 2 月 20 日（木曜）に第 397 回目の会議を開催し、「天然ガス圧縮機の特許権侵害」および「曲面カバー保護フィルムの特許権侵害」に対する不公正貿易行為の調査開始を決定した。

1. 「天然ガス圧縮機の特許権侵害」に対する不公正貿易行為の調査開始

スイス企業「ブルックハルト（Burckhardt Compression）」（申請者）は、自社の特許権を侵害した調査対象物品（天然ガス圧縮機）を製造した日本企業の「A」（被申請者 1）と、それを輸入して韓国国内企業に供給した韓国貿易企業「B」（被申請者 2）の行為が不公正貿易行為に該当すると、貿易委員会に「天然ガス圧縮機の特許権侵害」の不公正貿易行為調査を申請した（2019 年 12 月）

貿易委員会は、申請者の調査申請書および輸入通関資料を検討した結果、被申請者 1 が申請者の特許権を侵害した調査対象物品を製造し、被申請者 2 がそれを韓国に輸入した行為が、不公正貿易調査法第 4 条第 1 項の不公正貿易行為の可能性があると調査開始を決定した。

貿易委員会は、今後両当事者（申請者、被申請者 1、2）から書面調査、現地調査、技術説明会など関連手続きに基づいて、通常 6～10 ヶ月かかる調査を行い、不公正貿易行為に該当するか否かを判定することになり、不公正貿易行為として判定された場合には、調査対象物品の輸入停止などの是正措置と課徴金賦課などの制裁措置を取る予定である。

2. 「曲面カバー保護フィルムの特許権侵害」に対する不公正貿易行為の調査開始

韓国国内の中小企業である「ホワイトストーン (White Stone)」は、自社の特許権を侵害した調査対象物品（曲面カバー保護フィルム）を、香港および中国から輸入して韓国で販売した韓国企業「C」（被申請者 1）と、それを韓国国内に供給した香港企業「D」（被申請者 2）の行為が不公正貿易行為に該当すると貿易委員会に不公正貿易行為の調査を申請した。

貿易委員会は、申請者の調査申請書および輸入通関資料を検討した結果、調査対象物品を中国や香港から輸入し、韓国に販売した被申請者 1 の行為とそれを韓国に供給した被申請者 2 の行為が、不公正貿易調査法第 4 条第 1 項の不公正貿易行為に該当する可能性があるため、調査開始を決定した。

貿易委員会は、今後両当事者（申請者、被申請者 1、2）から書面調査、現地調査、技術説明会など関連手続きに基づいて、通常 6～10 ヶ月かかる調査を行い、不公正貿易行為に該当するか否かを判定することになり、不公正貿易行為で判定された場合には、調査対象物品の輸入停止などの是正措置と課徴金賦課などの制裁措置を取る予定である。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 商標登録、急ぐなら優先審査を申請しましょう

韓国特許庁（2020. 2. 24）

商標優先審査制度の導入から 10 年、優先審査出願の著しい増加

最近、商標出願が急増しているなか、優先審査申請を通じた速やかな審査が商標出願の分野で脚光を浴びている。

韓国特許庁は最近、商標出願分野で優先審査出願が大幅に増加していると明らかにした。

商標に関する審査は、出願順で行われるのが原則である。しかし、すべての出願について例外なくその原則を適用すると、迅速な権利確保が必要であるか、権利侵害の恐れがある場合に出願人の権利を適切に保護することができないという問題点であった。

そのため、韓国をはじめとする米国、日本など主要国の商標法は、一定の要件を満たす出願について、他の出願より先に審査できるようにする優先審査制度を規定している。韓国も 2009 年からこの制度を導入して 10 年以上実施している。

導入初期には 654 件に過ぎなかった優先審査申請は、継続的な増加傾向（※）を見せ、2018 年に 5,734 件、2019 年に 7,595 件と大きく増加し、制度の導入後 10 年で 12 倍近く急増した。

※（2009 年）654 件→（2012 年）2,895 件→（2014 年）3,487 件→（2018 年）5,734 件→（2019 年）7,595 件

最近、優先審査申請が大幅に増加する理由は、2018 年から商標出願の増加により商標審査が遅れており、迅速な審査の結果を希望する出願人が積極的に優先審査制度を活用しているためであると思われる。優先審査を申請すると申請後約 2 ヶ月後に商標登録の可否を確認（※）できるという点が、ますます出願人の脚光を浴びている理由であると分析している。

※一般審査の場合 2020 年 1 月基準で約 7 ヶ月必要

従来は出願人が出願した商標を使用しようとする商品の全てに対して使用しているか、使用する準備をしていることが明白な場合など、限定的な場合にのみ優先審査申請が可能であった。

しかし 2019 年 7 月からは、特許庁長が登録広告した商標を専門的に調査する機関に調査を依頼した場合にも、優先審査申請ができるように要件を緩和し、出願人の利便性を大幅に向上させた。新たな要件を導入して以来、それを活用して約 250 件の商標出願に対する速やかな審査が行われ、2020 年にはそれを活用した優先審査申請がさらに増えると予測している。

特許庁の商標審査政策課長は「優先審査制度は早急な権利確保が必要な出願人などのために導入した制度であり、審査結果を早めに確認したい出願人には良案であるだけでなく、速やかな権利関係を定立することのより、紛争を最小限にする役割を果たすことになる」と述べた。

4-2 英語物品の名称もデザイン出願認定、改正された審査基準は3月から施行

電子新聞 (2020.2.28)

これからは、英語の物品名称だけでもデザイン出願をすることができるようになる。

韓国特許庁は、デジタル・マルチメディアの技術発達とともに登場した英語の物品名称を認定し、著名な商標・デザインの一部を変更した出願に対する審査強化など、新しいデザイン審査基準を適用すると2月28日に発表した。

現在のデザイン審査基準は、韓国語で普通名称化されていない外国の文字を、物品名称として認めていない。



しかし、これから英語のみで構成された単語でも Smart Watch のように、関連するデザイン業界で一般的に使われている場合、正当な物品名称として認められることになる。

第四次産業革命に新規物品が増加している状況のなかで、国際基準と取引の実情に合わせるための措置である。

その他、著名な商標・デザインの一部の構成要素を模倣して出願する場合、拒絶理由が不明確で混乱があったが、具体的な拒絶例示を提示して韓国の著名な商標・デザインに対する保護も強化した。

また、出願デザインで同じ模様やパターンが1.5回以上反復され、その状態に対するデザイン説明提出を要求している反復デザインの登録要件を、単位模様が1回のみ図示されたとしても明確に特定できる場合には登録することができるようにした。

特許庁の商標デザイン審査局長は「今回のデザイン審査基準は、出願人の便宜増進とデザイン権の保護強化に重点を置いて推進した」とし、「今後も国際基準を積極的に反映し、出願人の不便を緩和させデザイン権を簡単かつ迅速に確保することができようように制度改善を推進していく」と述べた。

<p>1. 国際的基準および取引実情を反映するために英語名称を認定</p>
<p>[名称要件を緩和]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語名称認定要件の緩和 : (既存) 普通名称化されていない外国の文字は、物品の名称として認定しない : (改正) 英語のみで構成された単語でも一般的に使われる場合は認定 (例) smart watch, MP3 Player, cellular phone
<p>2. 著名な商標・デザイン保護強化のために、一部を変更した出願に対する審査強化</p>
<p>[審査基準の強化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な例示を提示 : (既存) 著名な商標・デザインの一部の構成要素を模倣し、出願する場合に対する拒絶理由が不明確 : (改正) 具体的な拒絶事由の例示を提示することで、韓国の著名な商標・デザインに対する保護を強化 <p style="text-align: center;">[例示]</p> <p>出願デザイン 他人の著名な立体商標 出願デザイン 他人の著名な商標</p> 
<p>3. 速やかなデザイン権確保に向けた反復デザインの要件緩和</p>
<p>[登録要件の緩和]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パターンが連続されるデザインの登録要件の緩和 : (既存) 同じ模様やパターンが 1.5 回以上反復および反復状態に対するデザイン説明の提出を要求 : (改正) 単位模様が 1 回のみ図示されたとしても「デザインの説明」を通じて、デザインを明確に特定できる場合には登録 <p style="text-align: center;">[単位模様が 1 回図示され、「デザインの説明」欄に反復状態を記載し、反復状態を明確にわかる場合の例示]</p>  <p>(物品) 織物 (デザインの説明) 出願された図面を単位模様にし、上下左右方向に反復されるものである</p>

その他一般

※今号はありません。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム